

フーコー権力論のアクチュアリティについて

桑野 弘隆

はじめに フーコー国家論の プロブレマティック

講義録や単行本未収録のテキスト群が出版されるに至って、ミシェル・フーコーの権力論の全貌が明らかになりつつある。なかでも一九七〇年代中葉から後半におこなわれた講義録の出版は、フーコー権力論に新たな位相をつけ加えたといつてよい。また、それはフーコー権力論にまつわる一つのミスリーディングを解消することにもなった。その誤解とは、フーコーは国家論を語るのを拒否したというものである。なるほどフーコーは、権力関係が国家のみに還元されえないと指摘し、国家や大文字の権力よりも、身体を圍繞するような権力の微細な作動に注意を払うよう促した。そこから一つの誤解が生じたのも確かである。それによれば、フーコー的権力分析を志向しながらも、それを国家分析に適用するのはフーコー的分析に背反するとされる。生前フーコーが出版した単行本に国家論を見いだすのは困難ではあった。そのような主張には、アナーキズム的願望が見え隠れしている。すなわち、国家や大文字の権力を語ってしまう身振りこそが国家を措定してしまうのであり、とりわけマルクス主義国家論に顕著に見られるような国家権力の過大評価は、現実の多様な権力の作動を隠蔽するものに他ならないという主張である。さらには、国家権力の奪取を

直接の目的としない抵抗——身体レベルの抵抗やマイノリティ・グループによる異議申し立ての存在——をも窒息させかねない、と。そこから、国家ないし大文字の権力は存在しないと言いつるまで一步である。権力の偏在性を強調しすぎると、国家も多くの権力関係のなかの一つに過ぎなくなり、挙げ句に観念的に消去されてしまう。すべては権力関係である、したがって大文字の権力（国家）などは存在しえない、というわけだ。

ところが死後出版されたテキスト群は、フーコーはそのような理論的立場にはないことを明らかにした。とくに、一九七〇年代中葉から後半にかけての一連の講義は、フーコーが「国家論」に着手していたことを伺わせる。すなわち、フーコーは国家論それ自体を否定したわけではない。むしろフーコーは、新たな国家論の地平を切り開こうとしていたというべきだろう。

むろん、フーコーによる国家論は、主権者やその意図から出発する主権論の形式をとらない。また法とその理念に依拠してなされる——国家を法的機関として捉える法的機関説——わけでもない。さらには歴史的な理念の実現として国家を捉える（ヘーゲル主義）のでもなく、ある階級が恣にする道具（マルクス主義）でもない。

フーコーにあっては国家とは理論にとつての所与ではない、すなわちその存在を前提とするものではない。むしろ国家は、ある歴史的な言

説の布置によって生み出される効果として捉えられる（言説とは物質的なものであり——そもそも言説という概念は言語学的なものではなかった——、その効果・帰結としての国家もまた極めて物質的なものであるので、国家が観念的・言語哲学的な産物と見なされたわけではない）。フーコーは、国家の存在を自明視すること、国家を理論にとっての所与と見なすことを慎重にも回避した。ある事物を確固たる事実存在として受け入れてしまったとき、理論に残されているのはそれが存在するもっともらしい理由を探しだす（あるいはつくり出す）だけである。国家論の場合では、たとえ起源への遡行を試みようとも、せいぜいが国家の「必要（悪）性」を確認するにとどまる。たとえば、ホッブスは、人間が虚栄心に駆られ万人が万人にたいする戦争状態に入ったとき国家は必然だと述べた。またエンゲルスは、社会が宥和しえない階級分裂に至ったとき、階級対立によって社会が内破してしまわないように社会の防衛機能のごときものとして国家は出現すると説いた。なるほどフーコーは「系譜学」を主張したが、それはこのような意味での起源への遡行を意味しない。

なぜ国家が現れたのか、なぜ国家は必要なのかというような問いをフーコーは立てない。理由探しが国家の起源という過去への遡行であるとするならば、フーコーの焦点はむしろ現在に結ばれる。それは現在性への問いである。フーコーが立てた問いは、国家が存在するとしてそれはどのような諸条件において可能になったのか、あるいは国家はどのように構成されたのか、というものだ。フーコー的な問いの地平は、『資本論』のマルクスに言及するフーコーの発言にも明らかである。

これは結局のところ、まず第一に、一つの権力があるのではなく、いくつもの権力があるということです。複数形の権力、それは支配の諸形式、服従の諸形式という意味であり、それらは局地的に、たとえば工場、軍隊、奴隷制を敷いている所有地や隷属関係が存在する所有地などで機能するものです。こうしたすべては局地的・地域的であって、そこには固有の作動様式があり、それなりの手順や技術が存在します。〔中略〕まず第一に、一つの権力があるのではなく、いくつもの権力があるということです。〔中略〕これらの権力は本源的であるような一種の中心的権力からの単なる派生物とか結果としては理解することができないし、理解されるべきでもないということです。法学者の図式というのは、グロティウスやプーフENDORFのそれであれ、ルソーのそれであれ、次のように言うところに存します。「初めは社会なるものはなかったが、それから社会が出現した。まず主権の中心点が出現して社会集団を組織し、しかる後に一連の局地的・地域的な権力を可能にしたのである」。マルクスは暗黙のうちに、この図式を認めていません。彼は逆に、これらの小さな権力地域が——所有地、奴隷、工場、また軍隊として——初めからもともと存在すると考え、そこから発して国家の大きな装置がいかにして少しずつ形成されえたのかを示しています。国家の単一性もじつのところ、これらの地域的・特殊な権力と比べれば二次的なものであり、これら複数の権力こそが一次的なものなのです。（Foucault 1981b 186：406－407頁）

『資本論』の第二巻に見いだせるもの、そ

マルクスの名において理論を展開しているフ

フーコーは、国家の単一性にたいする局地的・複数的な権力の優位性を明確に主張している。しかしながら、国家の単一性や権力の中心性それ自体を否定をするのではなく、それがいかに構成されたのかを分析すべきと述べているのである。

ここから、フーコー国家論のプロブレマティックとは、近代国家を構成するにいたった諸条件・諸傾向を解明することにあるといえよう。フーコーによる国家分析はその諸政策を可能にした言説——諸学・技術・諸制度の戦略的布置の謂いである——の解明というかたちをとる。言説は極めて物質的なものであり、かつ歴史的なものである。それは、ヘーゲル主義によって歴史を通じて実現されると論された「理念」とは完全に土俵を異にする。理念それ自体は優れて無歴史的なもの（歴史貫通的なもの）であった。しかし「理念」が否定されたからといって、歴史を諸個人の主観ないし意志にゆだねたというわけでもない。フーコーによって、政治家や官僚たちの野心や理想から出発するのではなく、むしろ彼らの諸実践を可能にした言説を明らかにするという新たな国家論の地平が切り開かれたのだ。そこでは政治家や官吏はむしろ言説の担い手として捉えられるであろう。

ところで留意しなければならないのは、フーコーはその探求の対象（国家）を完成体としてとらえてはいないという点である。かわりに、絶えざる変動のプロセスのなかにあるものとして国家はとらえられる。したがって、たとえ歴史的な分析が導入されようとも、あくまでも関心は現在の国家の分析におかれる。そして、このような国家の現在性への問いは、分析装置・概念の再吟味をフーコーに迫ったのだった。フーコーは、従来の国家論において馴染みのあるターム——すなわち法、主権、契約など——をあえて遠ざけている。導入されるのは、セキュリ

ティ・統治性・管理・調整などの諸概念である。ところがこれらの諸概念は、国家の歴史的研究というよりも、むしろ現在われわれが生きている国家関係を解明するのに役立つように思われる。すなわち、セキュリティ・統治性・管理・調整などの概念は、国家を構成する諸傾向のなかでもとりわけ強度を増しつつあり、国家の現在性を記す諸傾向を表現しているのである。

フーコーの理論的な賭金は、史実の正確さを競うことにはなく、われわれが生きている歴史的諸傾向のプロセスをたどり、その作用の様式と射程を精確に推し量るところにある。たとえば、フーコーが立てた一つのテーゼとして「今後は法よりも治安が優先する」があるが、これなどはフーコーの生きた時代よりも今現在の国家関係を予見しているといえよう。すなわち、上に挙げた諸概念を用いてフーコーが見いだしたのは、現在の国家をも横断し、それを突き動かしている諸傾向に他ならない。

ただし、フーコーの権力論にアクチュアリティを見いだそうとするならば、フーコーが描き出した国家の全体像をそのまま受け入れるべきではないだろう。フーコー亡き後、国家もまた大きな変貌を遂げているからであり、フーコーによる国家への言及もまたその時代的な限界を記してしまってもいるからである。ゆえに、フーコーが見いだした国家の歴史的諸傾向は今どのようなになっているか、という問いを立てるべきであろう。当然のことであるが、諸傾向とは法則とは異なり、その展開のプロセスを十全に予知したり、描写したりすることは不可能である。ある傾向は阻害され、撓められ、潜在的な状態にとどまるかもしれないし、またいくつかの諸傾向は重層的に節合し、あらたなプロセスを切り開くかもしれない。ゆえにわれわれは、治安・統治性・管理・規律などの概念によって表現される諸傾向がどのような変容を被り、今

現在どのような節合を見せつつあるのかを探らなければならない。

本論は、次のような問いを追求する。権力の現在性を説くに当たって、セキュリティ・統治性・管理・調整という一見奇異な概念をフーコーが導入しなければならなかったのはなぜなのか。いいかえれば、それらの概念は、いかなる権力形態、国家の諸傾向を表現しているのだろうか。そしてそれらの諸概念が表現している諸傾向は、現在どこに向かっているのだろうか。つまり、フーコーが発明した諸概念をわれわれはどう生かすべきなのだろうか。

1 フーコーがもたらした権力論の地平における転回

フーコーが権力論にもたらした貢献とは、権力の新たな位相を見いだしたことにある。それは生権力と呼ばれる位相、すなわち生を管理するという権力の一位相である。フーコーは、西洋政治思想史を俯瞰しその権力観に批判を加えたのだった。フーコーによれば、西洋において権力は、主に経済学モデルあるいは法学モデルによって表象されてきたとされる。

経済学モデルの代表としてまず先に挙げられるのは契約論であろう。そのとき権力は、契約にしたがってあるいは力づくによって、所有され獲得されるものとみなされる。権力はある種のモノとなる。ホッブス、ロック、ルソーなどの政治哲学は、契約・信託・所有・譲渡などの経済学的タームによって語られたのであり、十七世紀以降、権力論は経済学化されてきたといっていよい。それは国家の基礎づけが、啓示宗教によっても、貴族的権威によっても不可能になった時代の到来を意味した。神にも王侯の権威にも訴えることができなくなったとき、国家の基礎づけは諸個人の利害計算に基づいてなされ

る他はない。ホッブスは権力論にはじめて経済的合理主義を持ち込んだ。ホッブスにおいて、諸個人の権能が譲渡される主権者の存在が承認されるのは、自己保存の利害に照らしあわせれば諸個人にとってそのほうが得だからである¹⁾。さらに経済学モデルは、権力関係の経済への従属というモデルをも生み出した。その場合、権力は経済にたいして副次的・従属的な位置におかれ、最終的には経済によって決定されている存在である。その場合、ある権力が存続しうるのは生産の諸条件を庇護できる場合であり、それを果たせない権力は経済的諸力によって覆されざるをえない。周知のようにこのような経済学モデルはマルクス主義理論に多大な影響をあたえたのであった。

ひるがえって法学モデルとは、権力を法・権利・主権者などの概念系によって思考しようとするものである。フーコーも認めているように、西洋における君主権力の発展は、法・権利システムの発展と軌を一にしてきたのだった。法・権利システムは君主の権力を基礎づけるものであり、かつその権力を限界づけるものでもあった。権力が法・権利システムによって裏打ちされる君主の権力として表象されるとき、禁止するもの、抑圧するもの、そして時には死を与えるものとして権力が捉えられたのは必然であろう。フーコーは、君主の権力すなわち主権を生殺与奪の権として、「死なせるかあるいは生きるままにしておく権」として端的に定義している。

むろん、権力の経済的機能そして抑圧的な機能が、理論的錯覚に過ぎないとはいえない。しかしながら、権力にはそれら以外の位相が存在することもまた確かである。そこでフーコーは、権力に新たな二つの位相をつけ加えている。一つは規律的権力であり、もう一つが調整的・管理的権力である。

規律権力に関しては、十七から十八世紀にかけて現れた権力であり、国家にたいする相対的自律性をもった権力であり、国家というよりも資本主義の要請にしたがって組織され発展してきたことをフーコーは強調している。フーコーによれば、資本主義の発展が保証されるためには、生産の場が碁盤の目状に組織され——それは身体が監視され、評価されるのを容易にするだろう——、生産装置へと身体が統制された形で組み込まれる必要があった。身体がおかれる空間と時間が整備され、身体と生産装置のあいだにミクロかつ解剖学的形態をとった権力が滑り込んできて両者を連結する。身体は機械のリズムに同調されなければならない。身体は規律をほどこされ、その有用性・生産性を最大限に引き出されなければならない。ところが、「資本主義に必要なものは、力と適応能力と一般に生を増大させつつも、しかもそれらの隷属化をより困難にしなくても済むような、そういう権力の方法だったのである」(Foucault 1976 185:178頁)。すなわち、規律権力の目標とは、規律を内面化しながらもなおかつ従順な身体であった。

〔規律権力とは〕十七世紀、十八世紀に出現した、本質的に身体に個々の身体に集中する権力の諸技術のことです。それは個々の身体の空間的配置（身体間の分離、整列、系列化および監視）や、個々の身体のまわりに可視性の領域を組織化することを保証する数々の措置です。それはまた、身体を引き受け、練習や訓練などによって身体の有用な力を最大化する諸技術でもあるのです。監視と階層化と視察と記述と報告のシステムによって行使される権力の合理化および厳密な経済性追求のシステムなのです。要するに、労働の規律的テクノロジーと呼

ぶことのできるテクノロジーのことです。これが十七世紀から十八世紀のあいだに配置されるのです。(Foucault 1997 215:242頁)

規律権力について言及するとき、フーコーは空間の縁取り（限界づけ）とその空間内部の厳密な整備と秩序について触れているが、それは規律権力の特徴をよく表している。規律権力は限界づけられた空間の内部でしか機能しない。規律権力は、碁盤の目状に区画・秩序づけられた空間を隈無く充填し、その性質上、求心的である。規律権力が組織する時間と空間とは、計算可能性ならびに中央集権的な統制可能性に貫かれた、優れて近代的な時空間である。その空間においては、規律を免れるものはあってはならず、あらゆる物は統制されなければならない。「規律は物事を放任しないだけではない。最も些細な事柄であっても放置してはならない」(Foucault 2004 46:55頁)。ところが逆説的にも、ある規律権力が限界づける空間内部においては全体性が確保されるにしても、この権力はあくまで局地的なもの、個別特殊なものでもあった。有り体にいえば、規律はそれぞれの組織によって異なるからである。

規律権力を中心に論じたフーコーのテキストは『監視することと罰すること』(邦題『監獄の誕生』)であるが、そこでは主権から規律へと支配的な権力形態の移行が語られた。規律権力の発生は、工場ないし軍隊であり、それは国家という中心から派生したものではないこと、その個別特殊性と局地性が強調されていた。なるほど規律のあり方とその機能は、それぞれの組織や「現場」によって千差万別であろう。

ところで『監視することと罰すること』を読む限りでは、主権的なものの後退、そして主権

に取って代わるかたちで規律的な権力が支配的になるというシナリオをフーコーが語っているようにも受け取られかねない。そのシナリオは、「主権国家から規律社会への移行」ともいえるだろう。フーコーを規律社会の理論家として受け取りたくなくなるのも無理はないかもしれない。だが主権の代わりに規律が支配する社会を描き出したのは、何もフーコーが始めてではない。ヘーゲルからグラムシへと継承された「市民社会」というタームは、主権的なもの（政治社会）とは異なるタイプの権力が、諸個人を市民（ブルジョア的な徳と規範を内面化した存在）へと調教する社会領域を指すものであった。すなわち、規律権力とは極めて近代主義的な刻印を帯びている。しかしながら、われわれは当の規律社会を通り過ぎようとしているのではないか。そうすると、フーコーは（最後の）近代社会の理論家であることになる。フーコーは、近代の終焉に立ち会い、それを十全に記述しつくしたのだ、と——まるで夕闇にようようと飛び立つミネルバの梟のごとくに。ゆえに、ポストモダン社会の到来を強調し、ポストモダンな権力のありかたを記述しようとするドゥルーズが、フーコーを規律社会の分析者と見なすべきでないと警告したのは当然なことであった。ドゥルーズは、フーコーの視圏はポストモダンに据えられていると考えたのである。そして講義録からはっきりしたのは、フーコーが規律権力の「その後」を見越していたのであり、フーコーを規律社会＝近代社会の理論家と見なすのはやはりミスリーディングであるということであった。

規律権力のポストモダン的な形態をフーコーはどのように捉えていたか。もともと国家由来ではない規律権力が、国家的なものの中に組み込まれ、統合されてゆくとフーコーは考えたのだった。なぜならば主権とは異なる性質をも

つ新たな国家的権力が現れたからである。フーコーは規律権力の「その後」を次のように述べている。

十八世紀の後半に、何かまったく新しいものの、今度は規律的ではない別の権力テクノロジーが現れます。この権力テクノロジーは、最初のもの、つまり規律的技術を排除しませんが、それを囲い込み、統合し、部分的に修正を施すでしょう。そしてとりわけ規律的技術を利用しながら、そのなかに移植され、この先行する規律的技術のおかげで実際に根付いてゆくことになるでしょう。この新しい技術が規律的技術を抹消しないのは、ただ単に、これが別の次元、別の階梯にあり、別の対象をもち、別の道具を利用しているからです。(Foucault 1997 238:242頁)

すでに指摘したように、規律権力を取り上げたことがフーコーを特異な理論家に行っているわけではない。フーコー自身がその参照を告白しているように、マルクス、とりわけ資本による生産過程の実質的包摂について分析するマルクスもまたフーコーの先行者である。マルクスによる資本の実質的包摂作用の分析は、すでに権力論の領域に実質的には踏み込んでいるのであり、生産過程において作用する規律的でもある権力を問題にしている。

フーコーを規律権力についてのユニークな視圏をもつ理論家ならしめているのは、上の引用からも伺えるように、規律権力が新たな権力に出会い、そしてそのなかに囲い込まれ、統合されていく事態に着目できたからである。規律権力は、おそらくは修道院にはじまり、工場や軍隊において洗練・発展させられたのだった。そして規律権力は、従順かつ有用な身体という資

本主義の要求に偶然にも適うものであったので、主権からの自律性を確保しつつ、一定のドミナンスを保持しえた。しかしながらフーコーにしたがうならば、規律権力を単独で問題にしうる時代は終わったのである。規律権力は、新たに誕生した権力に組み込まれる形でしかもはや機能しない。

ではこの新しい権力とは何か？フーコーはそれを生権力や「人口の生政治」または統治性という概念でもって表現しようとした。フーコーは、この新たな権力を説明するのに、安全・調整・管理・牧人＝司祭制などの諸概念を用い、様々な角度から何度も論じ直している。これはフーコーの思考の変遷を辿る者にいささかの混乱を引き起こさずにはいないものだろう。コレージュ・ド・フランスにおけるフーコーの講義は、思考の実験場、思考の冒険といつてよいもので、思考が限界を超えて突き進むスリリングな現場に立ち会える一方、概念間の統一性を確保・整理するのが難しい。本論では、微細なニュアンスの違いを捨象してでも、あえて図式的にフーコー権力論を整理してみたい。

生権力をフーコーは、「生命にたいして積極的に働きかける権力、生命を管理し、増大させ、生命にたいして厳密な管理統制と全体的調整とを及ぼそう」(Foucault 1976 200:173頁)とする権力と規定した。比較的古い歴史を持つ生殺与奪の権力(主権)とは違って、生権力は古典主義時代以降、発展を続けてきた比較的新しい権力でありながらも、それが今や主権をその補完物にしてしまうほどに支配的なものとなったとフーコーは指摘している。

まずは、生権力とは、生殺与奪の権である主権との対比を強調するため導入された概念である。さらに生権力とは、規律権力そして統治性をも含む包括的な概念でもある。つまり、規律権力はそれより遅れて十八世紀に成立した統治

性と節合することになるのだが、その両者を縫合する権力システムが生権力と呼ばれるのである。

この新たな権力である統治性とは、「生かしておく権力」という位相をあわせ持ちながらも、それ独自の対象と独自の作動様式をもっている。その対象とは全体としての人口であり、政治経済学(ポリティカルエコノミー)をその主要な知の形式とし、その作動様式は管理(gestion)と調整(régulation)という概念によって特徴づけられる。統治性の目標は、人口の境遇を改善することであり、人口の富・寿命・健康を増大させることである。生にたいする厳密な管理と全体的調整を及ぼそうとする生権力は、歴史的には人口を管理する権力として現れたわけである。

次のような図式がさしあたっては有効であろう(もちろん、この図式は理解を助けるための補助線のようなものであって、実際には諸権力の対象や機能は複雑な交差を示している)。

- ・生殺与奪の権(死を与える権) 主権
 - 主な対象として領土があり、その保全を目的とする
- ・生権力(生かしておく権力)
 - マクロな極として統治性(人口の生—政治学)
 - 主な対象として人口や市場をもち、その安全な発展の管理・調整を目標とする
 - ミクロな極として規律権力(身体の解剖—政治学)
 - 群れとしての諸個人を対象とし、個人化とその身体の規律を目標とする。

それでは、なぜ統治性が西洋においてこのような発展をとげたのであろうか。次に統治性という比較的新しい権力が出現した歴史的諸条件を解明し、その発展のプロセスをたどってみることにしよう。それによって、主権および規律権力にたいする統治性の特異性を際だたせられるだろう。

2 統治性の出現と発展について

統治性は、いかなる歴史的諸条件のもとに出現したのであったか？フーコーは統治性確立の基礎を、三十年戦争とヴェストファーレン条約（1648）以降のヨーロッパ国民国家体制の成立に求めている。フーコーは、ヴェストファーレン体制を、「ヨーロッパの均衡」という概念によって限界づけられた国民国家間の競合関係として位置づけた。

ヴェストファーレン条約によって、三十年戦争と呼ばれるカトリックとプロテスタントの宗教戦争は終わりを迎えた。それは神聖ローマ帝国の終焉を告げるものであった。それを「歴史の終わり」の終わりでもあるとフーコーは述べている。すなわち、神聖ローマ帝国の終焉とは、「歴史において何らかの帝国や普遍的君主制といったものを完了点として定めるような一種の絶対的終末論」の終わりを意味していた。そのかわりに決して終末を迎えることのない時間、諸国家間の終わりなき競合の時代が始まるのである。この競合は、しかし、ヴェストファーレン条約に象徴される「ヨーロッパの均衡」によってその限界を画される。すなわち、戦争が繰り返されようとも一極的な帝國的支配は不可能となった。フーコーは、ヨーロッパ諸国家間の均衡と競合という特殊な関係について次のように説明している。

ヨーロッパのバランスとは、さまざまに異なる国によって、様々に異なる政治によって、またさまざまに異なる主観によって、第一には次のことを意味します。つまり、最強の国家であっても他のいかなる国家にも自分の法を押しつけることはできないということです。言い換えれば、最強の国家とそれに従う諸国家との違いはあるにせよ、それによっても最強の国家が他の国家に自分の法を課すことはないようにはからえればヨーロッパのバランスは維持されるということです。したがって、最強の国家とその他の国家のあいだの隔たりに制限が加えられることとなります。これが第一点です。第二に、ヨーロッパのバランス（ヨーロッパの均衡）は、限られた最強の諸国家の構成として構想されました。その諸国家間ではお互いの平等が維持され、そのなかではどの国家も、他の国家が先を行き優位に立つことを妨害することができるかとされます。言い換えると、ここで構成されるのは諸国家からなる貴族制、平等主義的な貴族制であって、これはたとえば、イギリス、オーストリア、フランス、スペインのあいだの国力の平等という形を取ります。このような四頭立ての馬車では、どの馬も他の三頭よりいちじるしく先をいくということができず、もし一頭が先を行くようなことが起これば、他の三頭の最初の反応はもちろん、何らかのしかたでそれを妨害するということになる。（Foucault 2004a 306-307:370頁）

「ヨーロッパの均衡」によって成立する最強の国家群、競合しつつも平等主義的な貴族制——このような視点は、ヨーロッパの歴史を考察する際には、必要不可欠なものであるように思

われる。とくに、ヨーロッパをその発端とする戦争は、二つの世界大戦をもふくめて「ヨーロッパの均衡」を賭金とするものであったとは言えないだろうか。そして、その歴史とは「ヨーロッパの均衡」実現の歴史であったかもしれないのだ。当然ながら、そのヨーロッパの均衡は、ヨーロッパとそれ以外の世界との不均衡のもとに可能になっていることをフーコーは忘れてはいない。ヨーロッパのそれ以外との世界関係は、利用・植民地・支配という関係しかもたなかった、そして自分たちはそこから抜け出していないとフーコーは警告していた (Foucault 2004a 307:370頁)。

さて、「ヨーロッパの均衡」は、ヴェストファーレン条約に結晶された統制的理念のみによっては現実なものとならなかったであろう。ヨーロッパの諸国家の競合空間は、物質的諸条件によっても裏打ちされねばならなかった。ヨーロッパの均衡の実現には、実際に競合諸国の国力が均衡していなければならない。そこでヨーロッパでは、ポリスという新しい統治術が発展してゆくことになる。今日ではポリス (police) とは警察といった意味になるが、十五世紀・十六世紀までは政治的権力によって支配されている公共体という意味合いをもっていた。それが、十七世紀以降、ポリスは「良い国家秩序を維持しつつ、国力を増強しうる諸手段の総体」を指すようになったと、フーコーは指摘している。つまり、ポリスは、警察活動をも含む「内務」ないし「内政」を指していた。日本でも内政業務と権限を集中させていた戦前の内務省は、ポリスという概念を引き継いだものといえよう。

このポリスの発達は、「ヨーロッパの均衡」にとっては重要な意味を持つ。なぜならば、均衡の維持は、すべての国家が他の国家に極端な優劣をつけないような程度において、国力の増

強を競うことで維持されるものだからである。逆説的なことであるが、「君臨すれども統治せず」と宣言する君主は時代に取り残される。国家秩序を維持しつつ国力を増強するため、君臨するよりも積極的に統治することこそが国家の至上命題になったからである。比喩が許されるならば、君臨する主権者はその座を追われたが、統治だけは活性化されたのだ。もはや国家の目的は領土の保全にはとどまらない、いや領土の保全のためには権力は領土以外にも目を向けなくてはならない。それが人口なのであった。国力と人口の統治、これこそがポリスの課題であり目標である。

フーコーは、ポリスの主な対象を具体的に挙げている (Foucault 2004a 330-333:400-403頁)。それは第一に、国力との関係におかれた人口である。「国勢」(state of nation) という言葉は、ポリスが対象とする国力との関係におかれた人口というニュアンスをうまく表現しているといえるだろう。すでに十六世紀の重商主義者・官房学者たちは、人口を国力における根本的要素として捉えていた。農業においても、工業においても、人口は生産力と国際競争力の根幹をなしており、増加へと導くようにいかに人口を統制するかが課題とされた。ポリスの第一の目標は国勢の統制である。ポリスの第二の目標は、生活必需品である。国勢の統制のためにはとりわけ十分な食料が必要なのであり、穀物の生産と流通はポリスによる介入を必要とする。第三の目標は健康である。人口の健康状態の統制という観点から、衛生学や都市計画が促進される。第四の目標は、人間達の活動の監視である。浮浪者を取り締まり、勤労を諸個人に植え付けなければ国力の増強は望めない。そこから労働政策と職業の統制が派生してくる。内政の最後の対象は流通である。内政は流通空間 (街道、河川、運河そして市場) に介入し、人間達

の活動から生じてくる商品・生産物の流通を統制する。このように、内政は人々が共に生きている状態それ自体に介入する。すなわち、ポリスは「生きること、それもただ生きると言うよりも、少しばかりましに生きること、共存すること、交流すること、このようなことが実際に国力へと転換可能になるということを確認する様々な技術からなる総体」(Foucault 2004 a 333:404頁)なのである。そのような技術・知として、まずは国勢の把握に欠かせない技術としての統計学(その語源は「国家の学」である)の発展が挙げられる。また、ドイツの大学ではポリツァイヴィッセンシャフト(内務学・内政学)と呼ばれる学問が成立し、それがヨーロッパ各国に輸出されることになった。

では、ポリスと呼ばれる諸実践の成立、統計学、ポリツァイヴィッセンシャフト、衛生学などの発達などをもって統治性という新たな権力の出現を見て取ってよいのだろうか。言い換えれば、ポリスは統治性とほぼ同義と考えられるのであろうか。フーコーの思考を辿るかぎりではそうではない。フーコーは、ポリスを説明するときには、慎重に統制(règlement)という概念を使っている。ところが、統治性の作動様式は、管理(gestion)と調整(régulation)という概念によって表現されるべきものであった。なるほど、ポリスによって、権力が介入し、働きかける人口という対象が「発見」された。その意味では、ポリスもまた統治性の歴史を構成してはいる。しかしながら、統治性の歴史には一つの大きな切断があることに留意すべきである。

フーコーは、実のところポリスにおいて用いられる方法・権力テクノロジーは、伝統的な古いものであると強調している。なるほど、ポリスは同じく王の権力から派生した司法権力とははっきり分けられてはいるが、しかし、ポリスとは「臣民である諸個人にたいしておこなう王

の権力が行う主権の行使」(Foucault 2004 a 347:421頁)だとフーコーは述べている。ポリスは、本質的に統制という様式にて介入するのであって、それは統制・勅令・禁止令・指令という道具しかもたないとされる。ポリスとは、主権者によって行われる直接的な統治性とされ、それゆえに「統制」という概念が慎重にも選ばれているのである。もちろん、ここでは主権といっても、単なる生殺与奪の権にはとどまるものではない。主権は、確かに法に訴え、禁止をする。ところがポリスの統制においては、主権は規律権力的なものと節合されている。その場合、抑圧・禁止という権力の否定的な位相は、生に働きかける生権力を補完するように作用する。ポリスの統制においては、法による禁止と規律権力による命令とが重層的に結合されているのだ。

しかしながら、ポリスの統制は、国力および国勢の統制を、あくまで家政(オイコス)の延長において思考している。ポリスの統制は、国家にたいする人口そして国力との関係を、家父長とその家族・財産との関係のごときものとしか扱うことができない。家父長は、家で起こることを絶えず見張り、家族を指導・命令し、そして財産が維持されるように取り計らわなければならない。家父長が、家の出来事すべてに通じていなければならないように、ポリスもまた人口において起こることをすべて掌握していなければならない。

それにたいし、人口そして市場へのポリスの統制はふさわしくないという言説が現れ、それが次第に優勢になってゆくのである。それは、国家政策の歴史においては、重商主義から重農主義への転換とちょうど重なっている。重農主義そして自由主義は、ポリスの統制という介入様式にたいする批判として現れたのである。

3 人口のポリス的統制から、セキュリティを 目標にする人口の自発的調整へ

十八世紀後半、統治性の歴史において大きな転換が起こる。その端緒は経済学と経済政策の上で切られた。重農主義（physiocracy）の出現である。重農主義の語源は、自然の秩序にかなう統治とされている。そして重農主義は、ポリス的統制による「統治のし過ぎ」を批判したのであった。重農主義が発見したのは、市場は国家による介入を必要とする権力の対象ではありえるが、しかし、非常に特殊な性質をもつ対象でもあるという事実であった。なぜならば、市場は、従来の主権的ないしは規律権力的な介入によっては、うまく機能しないからだ。それが典型的に現れたのは穀物政策である。穀物の不作にたいして、重商主義的政策は価格統制でもって応えようとした。しかし、それでは穀物の売り惜しみが起こってしまい、いわば人為的に食糧難が起こってしまうと重農主義者たちは批判をした。代わりに穀物の価格は市場に任せればよい、さらに穀物通商は自由化すればよい、と。穀物の価格が上昇すれば、売り惜しみはなくなるし、外国からの穀物の輸入も増加する。農民達も作付けの増大をはかる。価格は「自然に」一定の水準内におさまることになる。すくなくとも、市場からの穀物の払底そして食糧難という最悪のケースは逃れられる。このように重農主義者達は考えたのだ。そこから、穀物通商・穀物流通の自由という原則が、経済的統治の原則として打ち立てられるにいたった。

重農主義の歴史的意味とは、市場が極めて特異な性質をもつ対象であることを発見し、そのような特異な対象にたいする国家の効果的な介入のありかたを編み出そうとしたところにある。重農主義者たちは、その際どのような観点を取

ったのであったか。それは、物事を自然（本性）の相において捉えるという観点であった。あらかじめ想定された法や理想そして規律等を通して見るのではなく、あくまで現実を出発点としその動きを捉えることによって、現実のほうから自ずと対処法が示唆されるというわけである。そのような観点によって捉えられた市場とは、それ自体自発的な秩序をもち、自律的に発展を遂げてゆく現実なのであった。このような対象の発見は、権力の作動様式、言い換えれば統治の様式に大きな切断線を引くことになるだろう。

では、自発的な秩序をもち、自律的に発展してゆく対象にたいして権力はいかに介入すべきであるのか。その答えが有名な「なすがままにする（レセ・フェール）」であり、「物事をあるがままに放置する」であった。それは、現実がそれ自体もっている法則やメカニズムにしたがって、物事が進んでいくように配慮するということである。物事それじたいが自発的な調整システムをもっているのだから、権力による介入はその調整を促すこと、あるいは当の調整にならうかたちで調整をほどこすことになる。あるいは、物事固有の秩序が逸脱に陥らぬように管理することである。つまり、調整と管理とが権力の作動様式となるわけである。この新たな権力は、従来の権力にたいし際だった差異を見せるだろう。ところで、フーコーは、主権と規律権力との違いを強調しながらも、両者の共通点にも留意を促している。それは両者とも禁止と許可という二つの領域のなかで作用するという点である（Foucault 2004a 47:56頁）。主権とも規律権力ともまったく性質を異にする権力テクノロジーが生みだされたのである。

重農主義者が発見した自然のメカニズム（市場）、そして管理と調整という権力の介入術は、人口にも適応されたとフーコーは考えている。

人口のポリス的統制にあっては、人口は法と統制の対象であった。たとえば、重商主義は人口を国富と国力の源泉と見なしていたが、あくまでも人口の問題を主権者と臣民という関係でもってしかとらえていなかった。すなわち、主権者にとって人口とは可視的な対象であり、主権者が発する禁止や命令に従うもの、恣に扱うことのできるものであった。しかし、重農主義者は人口のもつ不透明性・自然性を認めることから出発したとってよい。重農主義者は、市場と同様に人口もまた調整の内的メカニズムを備えている現実として見なした。人口は自然な欲望をそなえており、ある限界のなかでその欲望をなすがままにさせてやれば、あたかも市場のように調整がはたらき、それは自ずと発展をしてゆく。権力は、直接に命令を発したり規律をほどこすかわりに、人口の動きがある一定の限界内でおさまるように配慮するようになる、すなわち極端な振幅や逸脱が起こらないようにするわけだ。もちろん、その限界や逸脱の境界は、外部にある何かを参照することによって画されてはならない。たとえば、法や理念や規律などにしたがって判断してはならない。人口の正常性とは、注意深い人口の観察を通じて、人口の側から自ずから浮かび上がってくるものだからである。過剰統制的なポリスは徐々に解体されてゆく。ポリス的統制化の限界が認識され、それにかわって事物の流れによる自発的調整へと移行してゆく様をフーコーは次のように説明している。

人口に関する事実や経済的プロセスが自然のプロセスに実際に従っているとすると、それは何を意味するのか？それが意味するのはもちろん、そこに指令・命令・禁止といった統制システムを課そうと試みることはいかなる正当化もできないのみならず、

単にいかなる利もないということです。国家の役割は——したがってまた、これ以降国家に対して命ぜられる形式の統治性は一、この自然的プロセスを尊重すること（ともかくもそれを考慮に入れ、働かせ、弄ぶことを）根本的原則とするようになる。つまり第一に、国家の統治性の介入は制限されるべきとされるけれども、統治性に課されるその制限は単に否定的な境界のようなものではないということです。そのように境界づけられた領域の内部に、介入（可能でも必要でもある介入）の一大領域が登場することになります。しかし、その介入は統制的介入という形を必ずしも取らず、そのような形を一般的にはとらない。しばしば、そのような形はまったく取らないのです。操作し、惹き起こし、助成し、なすがままに放置することが必要になってきます。つまり必要となるのはもはや統制することではなく管理すること（*gérer*）なのです。この管理の本質的目標は、物事を妨害するということであるというより、必要かつ自然的な調整が働くようにはからうこと、さらには自然的な調整を可能にする調整をおこなうことになります。必要となるのはつまり、自然的な現象を枠づけ、それによって自然的な現象が逸脱しないようにし、あるいは不器用・恣意的・盲目的な介入が自然的な現象を逸脱させないようにすることです。つまり、必要となるのは安全メカニズムを設置するということになる。安全メカニズム——いわば、経済的プロセスや人口に内在的なプロセスである自然的現象の安全を確保することを本質的機能とする国家介入——これこそが統治性の根本的目標となってゆく。（Foucault 2004a 360-361：435-436頁）

統治性の中核を占めるのは、もはやポリスの統制ではなく、自発的調整と逸脱の管理となった。次にこの管理・調整権力の作動様式をさらに分析してみよう。主権は、法を参照しつつ作動する。規律権力は、規律すなわち身体のあるべきふるまいを参照しつつ作動する。それにたいして調整・管理権力が参照するのはセキュリティ (sécurité) である。言い換えれば、調整と管理はセキュリティをめぐる構成されるのである。管理・調整権力の作動様式を解明するフーコーが、セキュリティという概念を用いるとき、安全や治安というような辞書的な意味をも含む形で、さらなる拡張をおこなっているように思われる。管理・調整権力は、人口や市場が自発的な秩序をもち自律的に発展してゆくことを前提に介入するのだったが、外部からの妨害や内的逸脱にさらされることなく、物事が本来持っている自然のメカニズム・法則にしたがって発展してゆく状態——これがセキュリティという概念が表現するものなのである。われわれが日常的な意味でのセキュリティという言葉をもちいるとき警備ないしは警察が連想され、むしろ抑圧や禁止というような権力の否定的な作用と結びつけられがちである。しかし、フーコーがセキュリティという概念を使うときは、権力の積極的作用が強調される。つまり人口や市場に内在する自然の力能が発揮されるように諸条件を最適化し、最大の成果を享受できるような権力は介入する。最近では、経済投資の領域において利得を最大化する積極的手法の一つとして「リスク管理」というようなことがいわれる。この場合のリスク管理などは、セキュリティと通じるところがあると言えるであろう。

セキュリティを維持するための管理と調整は、当然その介入の基準が定められる必要がある。つまり、物事の働きの正常と異常を判定する基準が権力の介入には必要である。フーコーは、

権力が参照する正常性の基準を規範 (norme) と呼んでいる。規範とはセキュリティが維持されている状態である。この規範を参照して行われる介入が正常化なのである。そして、フーコーは規律権力がおこなう正常化と管理・調整権力がおこなう正常化の違いを明確に述べている。それは、規範が構成されるしかたが、規律権力と管理・調整権力ではそれぞれ異なるからである。規律権力は、身体の完全な統制を目標としていた。規律的正常化においては、まずはモデルが立てられる。身体のあるまいが解剖学的に分析され、そこからあるべき所作が構成される。こうして構成された規範にしたがって、身体は鋳型にはめ込まれるというわけである。このあらかじめ構成されたモデルこそが正常性を画するのであり、そこからはみ出すものが異常に振り分けられる。しかしながら、管理・調整権力による正常化が参照する規範とは、物事の綿密な観察によって物事それ自体から導きだれるものである。すなわち正常と異常、安全と危険の境界線は、統計学を駆使することによって得られた分布にしたがって引かれるものである。またそこでは規範は正常と区別することも難しくなる。

したがってここにあるのは、規律について観察されたシステムとはちょうど逆のシステムだと思います。規律において出発点になっていたのは規範であり、正常と異常の区別ができるのは規範によってまず調教が行使された後でのことだった。それに対してここに見られるのは正常と異常の評定であり、さまざまな正常カーブの評定です。正常化という操作は、この様々な分布においてある正常性を別の正常性と作用させ、最も不都合な正常性を最も都合の良い正常性に近づけるといえるものです。したがって

ここにあるのは、正常から出発していわば他の正常な分布よりもさらに正常（ともかくも他の正常性の分布よりも都合の良い）と見なされる分布を用いるということです。規範とは、互いに異なるさまざまな正常性の内部に見られる作用なのです。〔管理・調整権力においては〕正常が先にある。規範はそこから演繹される。正常性に関するこのような研究を出発点としてこそ規範は定められ、操作的な役割を果たす。つまり、問題はもはや規範化ではなく、むしろ厳密な意味での正常化こそが問題だというわけです。（Foucault 2004a 65：78頁）

フーコーが述べているように、規律権力が参照する規範とは異なり、管理・調整権力が確立する規範は、統計学的に採取されたいくつかの分布カーブを操作することによって得られるものとなる。規範すなわち正常は、純粹に統計学的・確率論的な対象となり、正常化の介入もまた統計学的・確率論的な計算に基づいたリスク管理の様相を帯びてゆくのである²⁾。

管理・調整権力は、統計学・確率論をその知の中核に据え、また様々なリスク管理テクノロジーをそのまわりに組織してゆく。こうして、セキュリティを維持するための様々な装置が発展し、統治性の中心を占める権力は、ポリスの統制からセキュリティの維持を目標にする管理・調整権力へと移行する。しかしだからといってポリスの統制が消滅したとは言えない。そうではなく、ポリスの統制はセキュリティ装置のなかに組み込まれたというべきだろう。ポリスの統制は、今度は、警察や抑圧という権力の否定的作用を担って、平均値を逸脱する動きや正常値からこぼれ落ちた異常なもの達にたいする介入を担うことになるだろう。統計学と確率論の導入によって、正常化と排除もまた新たな

様相を帯びる。なぜならば、統計学と確率論は、正常化と排除のメカニズムにコスト計算を持ち込んだからである。法的権力や規律権力は、例外を許してはならない厳密さにおいて機能していたが、そのような、のべつ幕なしの権力による「生真面目な」介入は、権力のコストを極限化してしまう。リスク管理という観点から、正常値に振幅の幅を持たせ費用対効果を追求する初めての権力が管理・調整権力なのである。一見すると、管理・調整権力は、主権や規律権力の帯びる苛烈さにたいしてソフトなイメージをもつように映るかもしれない。そして実際、この権力の行使は、統計学・確率論を駆使する経済学ないしは保険業のような様相を帯びる。しかし、市場・人口というセキュリティ装置にたいする不安定要素、その逸脱と異常にたいする排除が終わったわけではない。

なるほどフーコーは重商主義、重農主義そして自由主義にいたる経済学史・国家政策史のオーセンティックな系譜をそのまま踏襲し、それを権力論の枠組みにて語っているだけのようにも思われる。しかし、歴史上の自由主義の主張とフーコーによる自由主義の吟味には大きな懸架がある。なぜならば、自由主義は国家権力の限界を指摘し、国家がその介入を縮小するよう主張した。彼らにとって人口や市場の存在は権力の射程を縮小させるものであった。しかし、フーコーにとって、人口の自発的調整とは国家権力の再活性化であり、権力の可視領域と作動域の拡張に他ならなかった。「なすがままにさせる（レセ・フェール）」とはいささかも国家の挫折ないしは国家による介入の断念を意味するものではない。たとえば、人口の自発的調整と管理とは国家の無策を意味しない。直接的統制ではなく、綿密な観察・分析・計算を施すことによって様々な物質的諸条件を整え、人口がその欲望にしたがってますます「自由に」ふる

まうようにさせることができれば、国家が結果的にえる利益はそれだけ増大する。管理と調整という手法を手にすることによって、主権ないし規律権力が手を焼いていた対象を権力は手中におさめるようになった。自由主義によってわれわれは権力から解放されたわけではないし、ましてや「消極的自由」を手に入れたとも言えない。自由主義を通じて、権力による生の包摂はまた一つ進行したのである。

終わりに フーコー権力論のアクチュアリティ——フーコー統治性論は新自由主義を解明しうるか。

すでに強調したように、十八世紀に由来する管理・調整権力という新しい権力の出現は、自由主義が主張したような権力の制限、権力の縮減というよりは、権力の新たな展開を示している。ところで、奇妙な符丁がある。フーコーが統治性についての一連の研究をすすめていた一九七〇年代中庸から後半というのは、いわゆる新自由主義の胎動の時期であったという事実である。公刊されたテキスト（とくに『監視することと罰すること』）からフーコーは、規律権力が支配的である規律社会の専門家と見なされていた。しかし、生前公刊されていたテキストにも、「危機に立つ規律社会」、「今後は法律よりもセキュリティが優先する」というテーゼに立って展開された論考があり、フーコーがポストモダンな権力システムに対応する権力論を鍛え上げようとしていたことが伺われる。新自由主義的国家体制の分析には、フーコーによる管理・調整権力の分析が有効である。新自由主義国家を構成する主要な言説は、まさに市場の自律性の維持、統計学・確率論に基づくリスク管理、権力のコスト計算であった。

もちろん、フーコーが新自由主義国家の全貌を

イメージできていたと言いつもりはない。むしろ、フーコーが管理・調整権力を分析したのは、牧人＝司祭制——きわめて粗雑な整理ではあるが福祉国家のフーコー的言い換えである——のコンテキストにおいてであろう。1977－1978年の講義において、フーコーは管理・調整権力の発展と牧人＝司祭制の問題の両方を論じている。しかし両者のあいだには何かのギャップを感じざるをえない。福祉国家における国家と国民との関係を、牧人と羊の群れの関係とのアナロジーでもってフーコーは捉えていた。それは牧人＝司祭制と呼ばれた。それは、すべての羊にその救済を保証することによって支配する権力体制を指した。国民全体を保護する福祉体制は、水をももらさぬ全体的な統制と表裏一体であった。ゆえに規律社会と福祉国家は同じコインの裏表であったように思われる。牧人＝司祭制は、フーコーによれば全体的な極と個別的な極をもつものであった。そして個別の極とは、個人の身体を規律する規律権力によって担われ、全体的な極とは諸個人を群れとして扱う管理・調整権力によって扱われるとされた。

現在においても、管理・調整権力と規律権力それぞれのとらえ方自体は理論的有効性をもちえるであろう。しかしながら、それらの権力によって構成される権力全体の布置は、牧人＝司祭制から遠ざかりつつあるように思われるのだ。もっとも福祉国家が後退しつつあると軽々しくいうことは危険である。福祉国家の焦点もまたセキュリティの保証におかれていた。ここでのセキュリティとは市場の自然な発達もたらず経済成長ならびに国民所得の増加をも含む。この意味で今こそ国家がセキュリティを声高に主張する時代もない。つまり、われわれは福祉国家の埒内にとどまっている。しかし、大きな変化が起こりつつあることも確かである。セキュリティを全ての国民に保証しようという国家の

声は日増しに小さくなりつつあるからである。むしろ、国民の間にあっても、セキュリティを保証する者と保証されない者の選別が強化されつつある。そして、セキュリティを保証されない者にたいしては、リスク管理とコスト計算にもとづく隔離・排除が行われる。すなわち、彼らは、ある危険度に達しない限り放っておかれるか、危険度を超えた場合には生殺与奪の権が即座にふるわれるという具合である。なぜ、このような事態が到来したのだろうか。フーコー的な診断をくだすならば、国家が法ではなくセキュリティにもとづいて権力を行使するようになったからだといえるだろう。

本質的に国家と住民との関係は「セキュリティ契約」と呼んでもいいようなものの形のもとに作られているわけです。[中略] そういうセキュリティ契約は、「いいですか、これこのことをしたら罰せられますが、それをしなかったら罰せられません」と国家がかつて言い得たときの合法的システムと同じ型ではありえないということは確かです。セキュリティを保証する国家というのは、特異な、例外的な出来事によって日常生活という布地に穴があくようなすべての場合に介入せざるをえない国家のことです。とたんに、法律はもう適用されなくなります。とたんに、そうした種類の介入がまさに必要になってきます。しかも、そうした介入がもっている例外的な、超一合法的な性格は決して専制の印のようにも権力の乱用のようにも見えてはならず、逆に、心遣いの印のように見えなくてはならないわけですね。「われわれが君たちを庇護しようといかに用意ができているかをご覧なさい。なにか異常なことが起きたらすぐに、法律とか判例といった例の古めかし

い習慣のことなどもちろん考慮することなく、われわれは必要な手段を使って介入します」というわけです。そういう心遣いがあまねく現前しているという側面こそ、国家が自らの姿をさらすときの様相なのです。今展開しているのは、そうした権力の様態です。(Foucault 1977b 385:536-537頁)

人口と市場を管理・調整し、そのセキュリティを保証する国家は、法にしたがって介入するのではなく、そのセキュリティの名のもとに法に束縛されない無際限な介入を行うのである。これが厄介であるのは、この介入がむしろ住民（セキュリティを国家によって保証されている者達）の要請によって行われるということである。すべての住民を救うという保証を国家が後退させつつある今、セキュリティ装置にたいする不安定要素は増加しつつあるのであり、「われわれ」が求めるセキュリティの要求は高まりつつある——「政府は経済成長を確保せよ、犯罪率を下げよ、ホームレス、ニート、外国人を管理せよ」といった具合に。

(新)自由主義の主張とは裏腹に、管理・調整権力の発展と展開は「小さな政府」をもたらすものではない。それは国家が法という轡を放たれ、また市場と人口という従来为国家権力では御しがたいものであった対象を管理下におさめたことを意味する。新自由主義国家とは、国家がその限界をこえて膨張するという側面を持つことを忘れてはならないだろう。

<註>

- 1) レオ・シュトラウスは、ホッブスの政治学における道徳的基礎は、貴族のものではなくブルジョアの徳であると述べている。ホッブスの主権者を基礎づけるのは、名誉のためには死への恐怖をも振り払う貴族ではなく、恐怖と自己利害にもとづいて主権者に服従する

ブルジョアジーなのである。

- 2) 統計学の発達, そしてそれがつくり出した
平均値=正常という新たな正常性の展開につ
いて, フーコー的プロブレマティックに通底
する研究を行ったのがイアン・ハッキングの
『偶然を飼いならす——統計学と第二次科学
革命——』である

〈引用・参考文献〉

- Foucault, Michel. 1975 *Surveiller et punir: naissance de la prison*. Paris: Gallimard. (『監獄の誕生: 監視と処罰』田村俣訳 新潮社, 1977年)
- 1976 *La volonté de savoir*. Paris: Gallimard. (『知への意志』渡辺守章訳 新潮社, 1986年)
- 1997 *Il faut défendre la société Cours au Collège de France 1975–1976*. Paris: Gallimard et seul.
- 2004a *Sécurité, Territoire, Population au Collège de France 1977–1978*. Paris: Gallimard et seul. (『異常者たち』高桑和己訳 筑摩書房, 2007年)
- 2004b *Naissance de la Biopolitique Cours au Collège de France 1975–1976*. Paris: Gallimard et seul.
- 1994 *Dits et Ecrits 1954–1988 I–IV*. Paris: Gallimard. (『ミシェル・フーコー思考集成』蓮實重彦・渡辺守章監修 I–X 筑摩書房)
- 1977a Michel Foucault: “Désormais la sécurité est au dessus des lois” (「今後は法律よりも治安が優先する」)
- 1977b Michel Foucault: la sécurité et l’État (「治安と国家」石田靖夫訳)
- 1978a La société disciplinaire en crise (「危機に立つ規律社会」石田靖夫訳)
- 1981a Omnes et singlatim: vers une critique de la raison politique (「全体的なもの個別的なもの——政治理性批判にむけて」北山誠一訳)
- 1981b Les mailles du pouvoir (「権力の網の目」石井洋二郎訳)
- Ian Hacking. *The Taming of Chance*. London: Cambridge University Press, 1990 (イアン・ハッキング『偶然を飼いならす——統計学と第二次科学革命——』石原英樹・重田園江訳 木鐸社)
- レオ・シュトラウス『ホブズの政治学』添谷育志・谷喬夫・飯島昇蔵訳 みすず書房, 1990